

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	3月26日に過挿入した制御棒（46-19）の制御棒駆動水圧系水圧制御装置の復旧作業として、制御棒駆動水の元弁を開操作したところ、当該制御棒が所定の挿入位置にない状態となったことを示す「制御棒ドリフト」警報が再度、発生した。直ちに、制御棒の位置を確認したところ、当該制御棒の位置表示の変化については確認できなかったが、全挿入されている当該制御棒が全挿入位置からさらに挿入側に動作（過挿入）したものと判断した。今後、原因について、再度、詳細に調査する。	A s	4月6日公表済

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉格納容器内温度記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
2	2号機	廃棄物地下貯蔵設備建屋内の床漏えい検出器の点検において、レベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
3	2号機	タービン建屋天井クレーンの照明用電源回路の漏電しゃ断器に動作不良が認められたため、当該漏電しゃ断器を点検・修理	D	
4	2号機	タービン建屋換気空調系放射線モニタ（A、B）用記録計に指示値不良が認められたため、当該記録計を点検・調整	D	
5	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（5）用点検扉のロック機構部に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	低圧復水ポンプ（A）の試運転において、主復水器内の水位変動により、分解点検中の給水加熱器ドレン系レベル調整弁開口部より水のリーク（約3リットル、汚染なし）が認められたため、対応検討	C	
7	4号機	タービン建屋常用冷却系冷凍機（C）用凝縮器水室内の電気防食用亜鉛板固定ボルトの点検・手入れにおいて、溶接部の腐食により当該ボルトが脱落したため、当該溶接部を修理しボルトを取付	D	
8	4号機	非常用ガス処理系排風機用メカニカルシール冷却水タンク（A）のレベル計が汚れているため、当該レベル計を点検・清掃	対象外	
9	5号機	5・6号機用水素・酸素供給設備水素ガス供給系（屋外）の緊急しゃ断空気駆動弁の閉動作により水素注入装置の異常を示す警報の発生及び当該装置の停止が認められたため、対応検討	C	
10	5号機	原子炉建屋換気空調系排風機、排気（A・B）用フィルタに取付状態不良及び損傷が認められたため、当該フィルタを交換	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
11	6号機	タービン建屋地階給水加熱器室（南側）の床ドレンファンネル下流の排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
12	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）の点検において、第5段ノズルダイヤフラムセンターピン嵌合部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット建屋内油ドレンサンプ用レベルスイッチの点検において、フロート部に傷が認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
14	6号機	復水脱塩装置用空気圧縮装置補機冷却水入ロストレーナの点検において、金網等の内部部品に破損が認められたため、当該部品を交換	D	
15	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の点検において、電動機用オイルリングのねじれに管理値外れが認められたため、対応検討	D	
16	6号機	電動機検査成績書の誤記訂正において、「理由・日付・記入者氏名」の記載漏れが認められたため、当該成績書を訂正	D	
17	6号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（A）用潤滑油フィルタ差圧計の継手部より油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
18	6号機	所内ボイラ用重油噴燃ポンプ出口圧力調整弁入口弁のフランジボルト部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
19	6号機	所内ボイラ蒸気溜の蒸気取出元弁出口配管より蒸気のリークが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
20	6号機	原子炉給水系配管（A）の逆止弁のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
21	6号機	中性子計測系起動領域モニタ（D）用高電圧ケーブルの中央操作室側コネクタに内部補助部品の欠落が認められたため、当該コネクタを交換	D	
22	集中環境施設	サイトバンカ設備用480V電源開閉器（A）が過負荷状態になったことを示す警報が発生したにも係らず、故障表示ランプの不点灯及び警報の復帰不可が認められたため、当該警報回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで